

【諮問第23号】

平成4年度使用教科書採択整理員会報告書非公開の件

4 川 公 審 第 9 号

平成4年7月4日

川崎市教育委員会

委員長 左 近 賢 一 様

川崎市公文書公開審査会

会長 山 田 二 郎

公文書閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成4年1月29日付け3川教庶第888号をもって川崎市教育委員会から諮問のありました「平成4年使用教科書採択整理員会報告書」非公開の件（諮問第23号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成4年度使用教科書整理員会報告書のうち、採択希望数値を除き公開すべきである。

2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人が平成3年12月12日付けで平成4年教科書採択関係書類4件について公文書閲覧等の請求を行ったが、川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、これら4件のうち、「平成4年〔度〕使用教科書採択整理員会報告書」（以下、「整理員会報告書」という。）についてのみ川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号、以下「条例」という。）7条1項3号イに該当するとして、平成3年12月18日付けで非公開処分を行ったため、その取消しを求めるというものである。

3 請求公文書

(1) 同日付けで請求のあった公文書

- ア 調査委員名簿
- イ 整理員会名簿
- ウ 整理員会報告書
- エ 採択報告書

(2) 非公開とした公文書

整理員会報告書

4 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関は、「整理員会報告書は、条例7条1項3号イに該当するため非公開とした」と主張し、その実質的な理由としては、当該報告書を公開した場合における発行者等からの不当な働き掛けによる弊害を主張している。しかし、この主張は容認できない。

(1) 教育基本法1条及び10条でうたう、教育の自主性と教育の自由を保障し、外部の圧力に屈することなく、教師が不断の研究と修養に基づいて、教育実践を作りだすことをめざし、それを励まし、その条件を整える任務を持つものとして定めた精神が尊重されているならば、支持評価の程度の数値がガラス張りになることで、「教科書発行者等の狙い撃ち的な働き掛け」という問題がおこるはずもない。

(2) 実施機関の主張する「学校現場への教科書発行者等の狙い撃ち的な働き掛けを誘導する可能性」とは全く意味不明である。自社発行の教科書のよい点の説明ならば、これを拒む必要はないし、万が一整理員への「不当な圧力、働き掛け」あるいは「利益誘導」ならば、これは教育基本法また地方公務員法に則ってしかるべく処置しうる問題ではないだろうか。

(3) むしろ、当事者である子供や他の教師および親が、教科書の選定の過程を知る権利をうばうことのほうが、大きな問題である。

5 実施機関の主張要旨

実施機関が非公開とした理由は、次のとおりである。

当該請求のあった整理員会報告書は、個々の学校現場における教科書の個々の支持評価の程度を数値によって示す内容となっていることから、これが公開された場合は、学校現場への教科書発行者等の狙い撃ち的な働き掛けを誘導する可能性が大きいと考えられる。

したがって、使用教科書採択整理員会報告書の公開が今後3年ごとに反復される教科書採択の適正・公正な事業の執行を妨げるおそれがあるものと考え、条例7条1項3号イに該当すると判断し、非公開としたものである。

6 審査会の判断

(1) はじめに

当審査会は、本件請求とほぼ同趣旨の昭和60年度小学校教科書採択関係書類閲覧請求に対する実施機関の「調査員会報告書」(一部公開)及び「整理員会報告書」(全部非公開)の非公開決定処分取消請求の案件に関して、昭和62年2月6日62川公審第36号答申において、前者の「調査員会報告書」をさらに部分公開すべきこと、後者の「整理員会報告書」の非公開は妥当であるとの見解を示したところである。本件は当然年度の異なる文書ではあるが、再度「整理員会報告書」の非公開の妥当性が審理されるに至ったことになるのである。

当審査会は、まず、昭和62年2月時点以降、教科書採択手続きに関して、法令ないし制度面において何らかの変更が加えられたか否かを先ず調査した。その結果、文部省初等中等教育局長名での平成2年3月20日文初教第116号「教科書採択の在り方の改善について(通知)」(以下「平成2年通知」)が発せられていること、採択期間が平成4年度用から従来の3年から4年へと延長されたことを除いて、法令・制度の面での状況の変化は存在しないことが判明した。

次いで、本件不服申立て人及び実施機関双方の主張を検討した結果、前回事案におけるとは格別異なる新たな主張は、双方において展開されていないことが判明した。

以上のような手順を経たのちに、前回答申の見解を踏襲すべきか否かを改めて慎重に検討したのである。

(2) 整理員会報告書公開の拒否

整理員会報告書は、各学校から提出された採択希望教科書について、教科の科目ごとに発行者の具体的図書名別に、第一希望、第二希望として、採択希望教科書の集計

が記入されているものであり、具体的には、教科科目毎に、(採択)第一希望の評価点数と、第二希望の評価点数とを、それぞれ別個の表に示したもので、縦欄に三採択地区名、横欄に(教科書)発行者の番号略称が記され、各採択地区別、発行者(の番号略称)別に評価点数が記入されているものである。

ア このうち、報告書の様式、すなわち「表」の項目を開示することは、何らかの弊害を伴わないばかりか、教科書採択手続きの公平さ・適正さを担保するとともに、保護者(住民)の理解を得る上からも、むしろ望ましいことと考えられる。しかも、「整理員会報告書」様式の具体的項目についてみると、採択地区は、本件請求人に開示された「採択報告書」から明らかである。(教科書)発行者は、検定済み教科書発行者の全てを機械的に掲げたもので、特に公開を妨げる理由のないこと、採択地区毎の希望数合計は、各採択地区毎の学校数に一致し、特に公開を妨げる理由のないこと、以上のことから、整理員会報告書の様式だけではなく、具体的に記入された「表」の項目部分及び希望数合計は公開すべきである。

イ 次に、本審議会の審議過程において最も議論を呼んだのが、報告書の表に記入されている採択希望数値の公開の是非論であった。

前回昭和62年答申において、当審査会は次のように判断した。

「整理員会報告書が個々の学校現場における教科書の個々の支持評価の程度を数値によって示す内容となっていることから、これが公開された場合は、学校現場への教科書発行者等の狙い撃ち的な働き掛けを誘導する可能性が大きい。

したがって、本審査会は、本件報告書の公開が今後3年〔現行・4年〕ごとに反復される教科書採択の適正・公正な事業の執行を妨げるおそれがあるものとして、教育委員会の本件非公開処分を条例7条1項3号イによって妥当なものとする。

更に付け加えれば、不服申立人が要請している教科書の公正な採択のための検証は、前述のとおり調査員会報告書がすべて公開されることにより相当程度において目的を達することができるので、以上に述べたとおり、本審査会は、整理員会報告書の非公開は、当該事業の適正・公正な執行を考慮して妥当なものとする。」

当審査会は、上述の前回答申を再度検証した結果、前回答申で採用した論理は、今回の請求に関しても、維持すべきであるとの結論に達した。

第一に、請求人主張のように、採択希望数値も公開し、その結果、一段と教科書会社からの働き掛けが強化されても、現場教師が、独立・公正に判断すれば、その弊害はないとの主張にも一理あると言えなくもない。しかし、少なくとも教科書会社の営業担当としては、採択希望数が僅少差の採択地区の学校に対して、重点的かつ波状的に働き掛けを強化することは容易に予測される。そのような教科書発行会社の販売合戦が、現場教師の客観的で冷静な教科書採択希望決定に支障をきたすことは予測されよう。なお、教育現場での教育活動をも阻害する危険性すら皆無では

なかろう。上述平成2年通知添付の教科書採択の在り方に関する調査研究協力者会議「教科書採択の在り方について（報告）」も、「教科書発行者の過大な宣伝行為等の外部からの影響に採択結果が左右されることのないよう、採択における公正確保の徹底を図るための措置を講ずる必要がある」と述べているところでもある。したがって、条例7条1項3号イの「当該事務または事業の性質上、公開することにより、当該事務または事業の公正又は適正な執行を妨げるおそれのあるもの」に該当するとの実施機関の判断は、評価点数部分に限っては、妥当である。

第二に、請求人が明確に主張しているわけではないが、採択希望数値公開の論拠として、仮に評価点数が、教科書発行会社の販売合戦の成果ではなく、当該採択地区における教育的観点を加味した上での教科書の優劣から派生したものであるならば、むしろ点数を明示することによって、教科書発行会社なり教科書執筆者に改良への動機付けになり得るし、保護者（住民）へも採択の理由を示すものなので、公開すべき情報であるとの主張が考えられなくもない。事実、上述通知添付の「教科書採択の在り方について（報告）」も、『採択理由などの周知・公表について』の項において「基本的に公表しないものであるが、他方でこれを公表することは、教員や保護者にとってその採択地区で使用される教科書の特徴をつかみ理解を深めるとともに、教科書編集者にとって今後の教科書編集に資するという意義もある。したがって、採択権者においては、各地域の実情に応じて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲内で公表していくことが望まれる。」と述べているところでもある。

しかし、本市の場合、各教科書への評価的記述は、「調査員会報告書」において記載されているものであり、整理員会報告書には、教員、保護者、教科書編集者に参考となるような評価的事項は何ら述べていないで、単に、採択希望数値を知り得るのみである。加えて、整理員会報告書の採択希望数値は、何らの注釈も付せられていないため、数字の一人歩きにより、優劣を示したもののか、人気度を示したもののか、現場での使い易さを示したもののか、いかようにも解釈出来るし、また様々な誤解を招く危険性も高い。上述通知添付の「教科書採択の在り方について（報告）」にも、「単に教科書に優劣をつけるようなものにならないよう配慮する必要がある」と断っているところでもある。この観点からすると、上記第一で指摘した難点を克服するほどの強い公開必然性の論拠には成り得ないと考えられる。

第三に、申請人主張第三点の保護者の参加権ないし知る権利の点に関して、上述通知添付の「教科書採択の在り方について（報告）」も、「保護者等の意見を取り入れていくことについては、……採択により広い視野からの意見を反映させるために、これをさらに充実させることが望ましい」と述べている。本市において、本条例により、委員名簿等を公開しているのは、この観点からも評価できると考えるもので

あるが、現行の採択手続きを前提とする限り、保護者の参加権ないし知る権利には
自ずから限界があり、今後の制度改善の検討を期待したい。

(3) 結論

以上述べた検討結果により、整理員会報告書の表における採択希望数値のみを非公開とするのが妥当である。